

令和3年11月16日

水際対策強化に係る新たな措置（19）の実施要領の見直しについて

内閣官房
出入国在留管理庁
外務省
厚生労働省

1 11月8日に開始した水際対策強化に係る新たな措置（19）については、制度内容や事務手続きについて多数のお問い合わせをいただいているところです。そこで、11月17日より、実施要領を一部見直し、内容の明確化等を図ることとします。

（具体例）

- ワクチン接種証明書の写しは、申請時には不要とします（入国時確認）。
- 審査済証は入国時に、電子データでの提示も可とすることを明確化します。
- 活動計画書について申請時点で記載可能な内容のみで可とし、最終的なものを入国日前に提出いただくこととします。

2 また、申請手続きの利便性を高める観点から、11月22日の週から、電子申請の受付を開始します。なお、経済産業省においては、先行して11月17日より、電子申請の受付を開始します。